

河合町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、河合町が公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項を定めることにより、犯罪に対する抑止力及び治安維持の促進を図り、街頭犯罪のない安全で安心な街づくりと、町民の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全維持を目的として、町が特定の場所に継続的に設置するカメラ装置で、録画装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2)公共の場所 道路、公園、道路に準ずる通路、その他公共の用に供する場所をいう。
- (3)画像 防犯カメラにより撮影又は録画されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

(管理責任者及び設置場所等)

第3条 防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、別表に定める管理責任者を置く。

(運用従事者)

第4条 管理責任者は、町民等がその容貌又は容態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの運用に従事する者（以下「運用従事者」という。）を指定し、その事務に従事させることができる。

(設置場所等)

第5条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所等主なものは、別表のとおりとする。

(設置基準)

第6条 設置者は、防犯カメラ設置にあたり、次に掲げる基準に適合させなければならない。

- (1)犯罪の予防、犯罪に対する抑止力の向上、治安維持その他公共の利益に資するものであること。
- (2)防犯カメラの撮影対象区域は、公共の場所又は公共施設（公共の場所以外の場所で町が管理するものであって、建物の内部を除く。）において必要と認められる場所として、特定の個人及び建物を常時監視することがないよう配慮すること。

(3)設置目的を達成するために必要最小限度の撮影対象区域及び台数であること。

(4)防犯カメラを設置する際は、防犯カメラ設置個所付近又は撮影対象区域の見えやすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(画像の保管等)

第7条 管理責任者は、河合町個人情報保護条例(平成17年3月条例第2号。以下「個人情報条例」という。)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

2 画像の保管期間は、録画日の翌日から起算して、最低7日間とする。

3 保管期間を経過した画像は、速やかに消去し、又は新たな画像を上書きするものとする。

4 画像は、撮影時のまま保存し、複製、修正又は加工してはならない。

5 管理責任者は、前各号に定めるもののほか、画像及び記録した媒体について、流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

(本人開示)

第8条 防犯カメラに画像として記録されている本人から、当該本人の画像データの開示請求があったときは、個人情報条例、河合町情報公開条例(平成11年3月条例第2号。以下「情報公開条例」という。)その他関係法令の規定に基づき、当該画像データを本人に開示するよう配慮しなければならない。ただし、容易に第三者と区別できない場合、又は防犯上の妨げになるおそれのある場合は、この限りではない。

(利用及び提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく手続により照会等を受けた場合。

(2)国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合。

(3)管理責任者が、犯罪と思われる画像データを発見し、町長に報告し、町長が捜査機関に通報する必要があると判断した場合。

(4)個人の生命、財産を守るため緊急かつやむを得ない場合

(5)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。

(他団体等の措置)

第10条 河合町は、防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を他団体に行わせるときは、個人情報の保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を他団体

に行わせる場合には、必要があると認めるときはいつでも実地に調査し、又は当該防犯カメラの運用の状況に関し、報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

所 在 地	施 設 等 名 称	管 理 責 任 者
河合町広瀬台1丁目9番地2	河合町立河合幼稚園	幼稚園長
河合町池部1丁目15番10号	河合町立河合第一小学校	第一小学校長
河合町星和台2丁目7番地1	河合町立河合第二小学校	第二小学校長
河合町高塚台3丁目4番地2	河合町立河合第三小学校	第三小学校長
河合町池部1丁目13番1号	河合町立河合第一中学校	第一中学校長
河合町星和台2丁目7番地2	河合町立河合第二中学校	第学二中校長
河合町広瀬台3丁目7番地	河合町役場出張所	住民福祉課長
河合町大字穴闇169番地	河合町立西穴闇保育所	保育所長
河合町大字西穴闇233番地	河合町第二浄水場	上下水道課
河合町池部1丁目地内	池部駅前	安心安全推進課長
河合町広瀬台3丁目地内	大輪田駅前	安心安全推進課長
河合町高塚台2丁目地内	佐味田川駅前	安心安全推進課長